## 条例改正案の概要図

第9条 不当な客引き行為の禁止

項	号	規制対象行為	改正部分	対象業種	規制内容•具体例
1項	5号	売春類似行為をするための客引き行為、客待 ち行為	「売春類似行為」に「対償を受け、又は受ける約束で、性別にかかわらず、不特定の相手方と性交類似行為をすることをいう。」を追加	<b>大</b> 手 街娼、男娼等	① 「不特定の相手方と性交類似行為」の規制対象の改正     性別に関係なく同性間、 異性間の性交類似行為が規制対象     ・ 街娼による男性客に対する手淫、口淫などの性的サービス     ・ 男娼による女性客に対する性交類似行為  ② 「誘引行為」の追加
			「客引きをし、又は客待ちをし」 に「ビラその他の文書図画を 配り、又は提示して客となるよ う誘引をすること。」を追加		<ul><li>性的マッサージの料金表を見せて説明し、客となるように誘引する行為</li><li>スマートフォンの画面にサービスメニューを表示し、無言で通行人に見せつけ、客となるように誘引する行為</li></ul>
3項	1号	接待飲食店等の誘引 行為	【対象業種の追加】  (1) 歓楽的雰囲気を醸し出す 方法で客をもてなして飲 食をさせる行為又はこれを 仮装したものの提供	キャバクラ、深夜 営業マッサー ジ、風俗案内所 等	接待飲食店、深夜営業マッサージ店、風俗案内所の誘引行為の規制 ・社交飲食店の女性従業員が店の宣伝パネルを両手に持って、通行人に見せつける行為を規制
	2号	深夜営業マッサージ店 等の誘引行為	(2) 深夜において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供		<ul><li>・深夜営業マッサージ店のマッサージ嬢が通行人に対し、割引券やビラ等を配る行為を規制</li></ul>
	3号	風俗案内所等の誘引 行為	(3) 人の性的好奇心をそそる 行為を提供する営業又は 歓楽的雰囲気を醸し出す 方法で客をもてなして飲 食をさせる営業に関する 情報の提供		・風俗案内所の従業員が通行人に対し、声掛けや呼び込みを行う行為を規制
5項	1号	酒類提供飲食店の客 引き等の行為	新設	居酒屋等	居酒屋・カラオケ店の客引き等の規制(罰則なし)  ・ 居酒屋の客引きが複数人で客待ちのために交差 点等でたむろしている行為の規制
	2号	カラオケ店の客引き等 の行為	新設	カラオケ店	
6項	1号	誘引行為に対する警 察官の命令権限	新設	キャバクラ等	警察官による行為者に対する中止命令 <ul><li>路上において、メニュー表を持って通行人に声をかけるキャバクラの客引きに対し、警察官が中止するように命令を実施</li></ul>
	2号	客待ち行為に対する 警察官の命令権限	新設	性風俗店、キャ バクラ、深夜マッ サージ、風俗案 内所、スカウト	<ul><li>・路上において客待ちをしている深夜マッサージ店 の従業員に対し、警察官が中止するように命令を実施</li></ul>
7項		客待ち、誘引行為に対 する再発防止命令	新設	中止命令を受けた行為者	公安委員会による行為者に対する再発防止命令 ・中止命令に従わない行為者に対し、公安委員会に よる再発防止命令を実施
8項		事業所に対する是正指示	新設	中止命令を受け た行為者が稼働 する事業所	公安委員会による事業者に対する指示処分 <ul><li>中止命令を受けた行為者が稼働する事業所に対し、公安委員会による指示処分を実施</li></ul>
9項		事業所に対する事業 停止命令	新設	指示処分を受け た事業所	公安委員会による事業者に対する事業停止命令 ・指示に従わない事業所に対し、公安委員会による 事業停止命令を実施
10項		聴聞の実施	新設		公安委員会による聴聞の実施 <ul><li>再発防止命令、事業停止命令については公安委員会による聴聞を実施。</li></ul>
 11項		審理の公開	新設		聴聞の審理の公開 ・ 聴聞の期日における審理は原則公開により実施